

事務連絡  
令和4年2月9日

各〔都道府県  
指定都市  
中核市〕 保護施設主管部（局）御中

各〔都道府県  
市町村  
特別区〕 衛生主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 保護施設等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（以下「追加接種」という。）については、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、高齢者施設等の入所者及び従事者等については、初回接種の完了から6か月以上の接種間隔をおいて追加接種を実施できることをお示しいたしました。

この「高齢者施設等」には高齢者が入所・居住する保護施設等も含まれるため、重症化のリスクが高い入所者が多い施設における接種を優先することに留意しつつ、各自治体の保護施設担当部局と衛生主管部局とで連携して、追加接種の積極的な実施についてご検討をお願いいたします。なお、追加接種を実施する場合は、高齢者の入所者等に限らず、施設単位で、初回接種の完了から6か月以上経過している高齢者以外の入所者等に同時に接種することも差し支えありません。

また、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（別添））において、

- ・ ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から、予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたいこと
- ・ 自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討していただきたいこと

が示されたことを踏まえ、高齢者が入所・居住していない保護施設等の従事者等についても、この「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等」として優先的に接種を行うことも考えられます。

別添の事務連絡の内容を踏まえ、保護施設等の従事者等に対する積極的な追加接種の実施についてご検討いただくとともに、各自治体の保護施設担当部局、衛生主管部局とで連携しながら、円滑な接種の実施についてご協力をお願いいたします。

なお、接種券が接種対象者に到達していない場合であっても追加接種は可能としており、その際の事務運用について、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000889646.pdf>）において、お示ししています。